

医療的ケアが必要な お子さんのための ガイドブック

四国中央市

令和8年4月現在



医療的ケアが必要なお子さんとご家族のみなさまへ



お子さんとの家での生活は初めてのことばかりで、不安を感じておられるのではないのでしょうか？ これからの長い在宅生活、医療的ケアを自宅でできるのか、家族の生活はどうなっていくのか、どのような支援があるのか、戸惑いやご心配があたりだと思います。

四国中央市では、病気や医療的ケアがあっても、お子さんとご家族が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう、医療的ケア児支援の充実に取り組んでいます。このたび、医療的ケアが必要なお子さんとご家族を支援するための各分野の情報、サービスなどをまとめた冊子を作成しました。

このガイドブックが、一人でも多くの方のお役に立つことができれば幸いです。

四国中央市 発達支援課

先輩保護者からのメッセージ



今現在 12 才、4 才の時に持病の先天性声門下狭窄症が原因で低酸素脳症となり、意識は戻らず気管切開をし、人工呼吸器・吸引・吸入・胃ろうからの注入等々、生活全般に医療的ケアが必要な子供の母です。ひとり親ですが、意識があってもなくても、呼吸器をつけていてもできる事は体験させてあげたいと年に 1 度は泊りがけで旅行に行ったりと 2 人で楽しめるような事をしています。

私一人では難しい事も、両親や色々なサービスの方々の助けもあって、毎日の生活も大変じゃないと言えば嘘になりますが、楽しく過ごせています。

窓口になってくれる市の職員さん達、支援相談員の方もみんな親切で、わからない事や知りたい事など聞けば必ず教えてくれます。

聞かないと、周りの方々も私達当事者が何に困っていて何が知りたいのかが、わからない状態なのだと思います。なので、些細な事でも私は聞くようにしています。

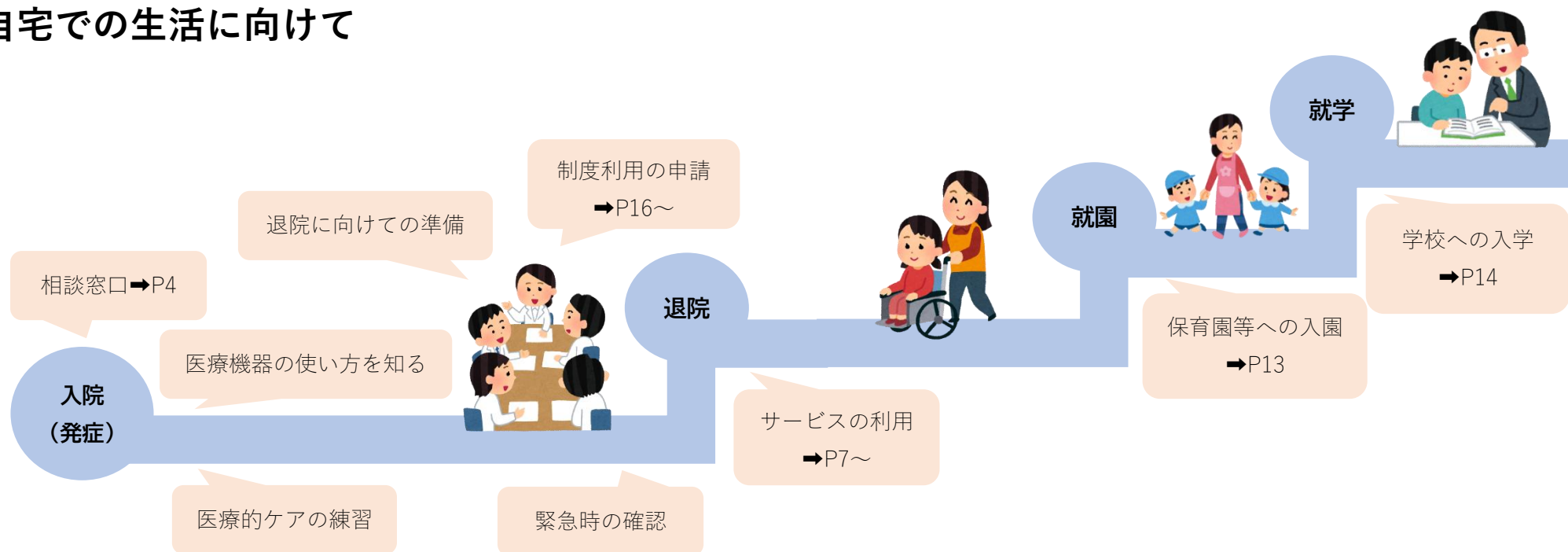
市の職員さん伝いにでも聞きたい事があれば、私で良ければ参考になるかどうかはわかりませんがアドバイスや工夫している事はお伝えできると思います。

自分だけで頑張らなきゃと思いこまず、色々なサービスや助けになってくれる方がいるので色々なネットワークを張っていきましょう。

ガイドブックもくじ

▶	自宅での生活に向けて	P3
1 ▶	相談窓口のご案内	P4
2 ▶	こども家庭センター／保健センターの保健師について	P5
3 ▶	自宅で生活するためのサービスについて	P7
	居宅介護（ホームヘルプ）	
	訪問入浴サービス	
	訪問看護	
	訪問歯科診療	
	訪問診療	
	訪問リハビリ	
	児童発達支援・放課後等デイサービス	
	短期入所（ショートステイ）	
4 ▶	障害者手帳の取得について	P10
5 ▶	補装具と日常生活用具について	P10
6 ▶	住宅改修費の給付について	P11
7 ▶	災害時の備えについて	P11
8 ▶	交通費等のお出かけ支援について	P12
9 ▶	保育園等について	P13
10 ▶	学校について	P14
11 ▶	医療費の助成・給付について	P16
12 ▶	手当・年金等について	P17
13 ▶	災害への備えについて	P20
14 ▶	救急搬送時に係る事前登録について	P20

自宅での生活に向けて



病院の主治医、ソーシャルワーカーや看護師等と相談しながら、準備を進めていきましょう

- ✓ 医療機器の使い方やケアのやり方を覚えましょう。
- ✓ 緊急時の確認：トラブルが起きた時の対応を準備しておきましょう。
- ✓ 制度利用の手続き：医療費の助成等の申請をしておきましょう。→P16~
- ✓ サービスの利用：自宅での生活を助けてくれるサービスがあります。→P7~
- ✓ 退院が決まったら：家に帰るための必要な準備等について、関わってくれる支援者が集まり、支援内容を話し合います。

医療的ケア児の総合相談窓口

名 称	住所（四国中央市）	電話番号 （0896）
子ども若者発達支援センターPalette	下柏町 749-2	28-6266

子ども若者発達支援センターは、子どもから若者まで、発達やその他の相談をお受けします。

市役所の相談窓口

課 名	相談内容	住所（四国中央市）	電話番号（0896）
保健推進課 （保健センター）	妊娠期からの親子支援 育児全般に関する相談	三島宮川 4 丁目 6-53	28-6054
社会福祉課	福祉サービス手続き等		28-6023
保育幼稚園課	就園や園生活に係る支援等	三島宮川 4 丁目 6-55	28-6022
学校教育課	就学や学校生活に係る支援等		28-6045
こども家庭課	児童クラブ利用に関する相談等	三島中央 2 丁目 1-18	28-6072

[愛媛県医療的ケア児支援センター](#)



医療的ケアが必要なお子さん、その保護者、関係機関等からの相談をお受けします。
ご相談に対し、助言や社会資源（医療・福祉サービス等）の情報提供を行います。

相談申し込み手順

インターネットの相談フォームで申し込むか、毎週水曜日は、電話でも受付可能です。
時間：9時30分～16時（祝日、年末年始を除く）
電話：089-997-7756

※インターネットによる相談フォームは24時間受付可能です。



2 こども家庭センターについて

妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みは「こども家庭センター」にご相談ください！

すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行うことを目的に、令和7年4月、こども家庭課内に「こども家庭センター」を設置しました。母子保健や児童福祉の専門職員が寄り添いながら、切れ目のない相談・支援を行います。不安や心配、困りごとについて、関係機関とともに皆様の子育てを応援します。お気軽にご相談ください。

ご相談先

■ こども家庭課 四国中央市役所 2階南側フロア ☎ 0896-28-6027

妊婦さん、0～18歳未満のお子さんに関する相談（ヤングケアラー、不登校、虐待、DV、ひとり親家庭のサポート等）を社会福祉士、家庭相談員、保育士、保健師が受け、必要に応じて関係機関と連携しサポートします。

■ 保健推進課 四国中央市保健センター1階 ☎ 0896-28-6054

母子健康手帳交付時、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等で、お子さんの発育発達等の悩み、メンタルヘルスなどの相談について、保健師が対応し、包括的な相談支援を行います。

[「こども家庭センター」を設置しました - 日本一の紙のまち～四国中央市～](#)



[四国中央市こども家庭センターチラシ](#)

(リンク先)

https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/uploaded/life/49458_96803_misc.pdf

先輩保護者からのメッセージ



周りの子と比べて落ち込むことや不安なこともあると思います（私もそうでした！）が、そんな時はいろんな人やサービスに頼りながら、お子様との生活を穏やかに過ごしてください。応援しています。

保健センターについて

お子さんの乳幼児健診や発育・発達などの育児に関する相談は、保健センターの保健師等にご相談ください。

また、医療的ケアが必要なお子さんの状態・状況に合わせた、支援の情報提供や環境調整のお手伝いをします。

お子さんの退院後の生活にあたり、医療機関・訪問看護などの関係機関とともに、在宅ケアの一員として相談対応・支援を行います。

医療的ケアを受けながら子育てする際の 様々な相談をお受けします

発育発達に
不安がある

子どもや兄弟
の育児の不安

相談先が
分からない

医療的ケアが
家でできるか
不安



具体的に・・・

- ① 入院中から医療機関と地域の連携体制づくりをします。自宅の環境整備や自宅でのケア、サポート体制づくりなど必要な調整をします。
- ② 家族の心のケアも一緒に考えます。毎日の不安、今後についての不安や介護者の休息のとり方についてもご相談ください。
- ③ 仲間との出会いなど必要時には一緒に探します。

ご相談先：四国中央市保健センター（保健推進課）
[育児相談 - 日本一の紙のまち～四国中央市～](#)

☎ 0896-28-6054



3 自宅で生活するためのサービスについて

自宅に来てもらうサービス（訪問支援）

家族だけでは体も心も負担になります。福祉サービスと医療サービスを上手に利用しましょう。

- ▶ **医療サービス**の利用については、主治医（かかりつけ医）や病院のソーシャルワーカーに相談しましょう。
- ▶ **福祉サービス**の利用については、相談支援専門員がお手伝いします。
相談支援専門員がない時は、子ども若者発達支援センターPalette（0896-28-6266）（P4）までご相談ください。

相談支援事業所（相談支援専門員）

障がい福祉サービス利用のための支援を行います。具体的には、生活全般に関わる相談や情報提供、福祉サービス等の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を行います。

市内相談支援事業所	住 所 (四国中央市)	電話番号 (0896)	医療的ケア児 コーディネーター 養成研修修了者
四国中央市社会福祉協議会	三島宮川 4-6-55 福祉会館 1 階	28-6135	
指定訪問介護事業所「ひまわり」	金生町下分 1330	22-3802	
相談サポート 優	中曽根町 1256	72-8080	○
相談さぼーと 「夢の種」	豊岡町大町 124-1	29-5503	○
相談支援事業所 光と風	中之庄町 542	22-4020	
相談支援事業所 四つ葉	中之庄町 565-3	57-0426	
相談支援事業所 らぼ〜る	土居町野田甲 1273-2	080-6387-4304	
澄心 そうだんさぼーと	三島宮川 2-3-3	22-3311	○
相談支援事業所 さんらいず	金生町山田井 819	070-2618-2525	○
相談支援事業所「ひなた」	寒川町 1486-1	22-4512	
基幹相談支援センター	三島宮川 4-6-55 福祉会館 1 階	28-6154	○

【福祉サービス】

居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーさんが自宅を訪問して、入浴、食事、排せつなどの日常生活上の介助や生活の相談を行います。



【福祉サービス】

訪問入浴サービス

重度の身体障がい児・者の生活を支援するため、自宅において入浴サービスを行います。



【医療サービス】

訪問診療

訪問医がかかりつけ病院の主治医と連携して、定期的に自宅に訪問して診察を行います。



【医療サービス】

訪問リハビリ

医師の指示に基づき、自宅で理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がリハビリを行います。



【医療サービス】

訪問看護



医師の指示に基づき、自宅で訪問看護師が医療的ケア、日常生活の支援や相談を行います。

事業所名	住所(四国中央市)	連絡先(0896)
訪問看護ステーション四国中央	豊岡町大町 2462	25-3625
日本財団在宅看護センターしこく	川之江町字井地山 980-6	77-5057
訪問看護 24（にーよん）	土居町入野 117-1	74-7907
訪問看護ステーション優	中曽根町 1256	72-8080
訪問看護ステーションいしかわ	上分町 716-2	58-7377
訪問看護ステーションほのやか	川之江町 2233	58-3515
明生訪問看護ステーション「ひまわり」	金生町下分 1243-1	58-5803

【医療サービス】

訪問歯科診療

歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科診療や口腔ケアを行います。

医院名	住所(四国中央市)	連絡先(0896)
坂歯科	川之江町 1856-12	58-2001
あき歯科医院	妻鳥町 1566-1	22-3356



自宅から通うサービス（通所支援）

家庭や園・学校と異なる場所で、様々な生活の経験を増やす機会となります。

【福祉サービス】

児童発達支援

0～5歳の未就学の障害児に対して日常生活上の動作や知識に関する療育を行う。

【福祉サービス】

放課後等デイサービス

6～18歳の就学する障害児に対して、療育、生活能力を向上するための訓練や自立を踏まえた活動を行う。

[重症心身障がい児（者）通所施設 きいちご](#)

（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護）



医療的ケアやリハビリ、入浴などの日常生活の介助、余暇活動やレクリエーションなどを行います。

施設に泊まるサービス

【福祉サービス】

短期入所（ショートステイ）

家族が病気や冠婚葬祭などでお世話ができない時や少し休養したいときに障害支援施設または病院などに短期入所し、お泊りで日常生活を支援します。



先輩保護者からのメッセージ



なんで私の子どもが障がいをもって生まれてきたの??

とにかく辛くて悲しくて自分を責めましたけど…。

月日が経つと共に、障がいのある我が子がかわいくて仕方ありません。

大丈夫ですよ。

4 障害者手帳の取得について

障害者手帳の交付を受けることで、医療費の助成やさまざまな福祉サービスを受けられます。

身体障害者手帳

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、心臓機能又は呼吸器機能障害などが対象。

○等級は1～6級まで。数字が小さいほど障がい
が重いことを表す。

○有効期限がある場合は更新が必要。

○利用できる福祉サービスは手帳の障がい名や障がいの等級により異なる。

【お問合せ先】社会福祉課

☎ 0896-28-6023



療育手帳

知的障害が対象。

○等級はA（最重度・重度）、B（中度・軽度）
に区分。

○有効期限がある場合更新が必要。

○利用できる福祉サービスは障がいの程度
により異なる。

【お問合せ先】社会福祉課

☎ 0896-28-6023

5 補装具と日常生活用具について

お子さんの体に合わせた補装具や日常生活用具の購入ができます。

補装具（購入・修理）の支給

身体上の障がいを補うための補装具費用を
支給。必ず購入前にご相談ください。

【対象】 所定の身体障害者手帳所持者
難病患者など

【対象外】 介護保険・医療保険・労災等他制度
の支給対象の方や、治療用・訓練用
の装具

【種類】 車椅子
姿勢保持装置
車載用姿勢保持装置
起立保持具など



【利用者負担】 市民税課税世帯 1割負担
（負担上限額 37,200円）
生活保護・非課税世帯 0円
※所得により支給対象外あり

【お問合せ先】社会福祉課

☎ 0896-28-6023

日常生活用具の給付

在宅の生活の便宜を図るための日常生活用
具の給付。必ず購入前にご相談ください。

【対象】 所定の身体障害者手帳の所持者
難病患者など

【対象外】 65歳以上の方と40歳以上65歳未
満で介護保険の特定疾病該当する
場合は、介護保険サービス優先

【注意】 原則年度につき1種目限度
種目により、入院・入所も可能

【種類】 特殊マット
体位変換器
訓練いす
電気式たん吸引器
紙おむつ など



【利用者負担】 市民税課税世帯 1割負担
（負担上限額 37,200円）
生活保護・非課税世帯 0円
※所得により支給対象外あり

【お問合せ先】社会福祉課

☎ 0896-28-6023

6 住宅改修費の給付について

在宅生活のために、住環境の改善を図るため給付します。必ず工事前にご相談ください。

【対象】 肢体不自由の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳原性運動機能障害（運動機能障害）3級以上の身体障がい者・児

【対象外】 65歳以上の方と40歳以上65歳未満で介護保険の特定疾病該当する場合は、介護保険サービス優先

【種類】 手すりの取付け
段差の解消

滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
引き戸、洋式便器などへの取替え など

【注意】 対象者1人につき1回限りの給付

【給付費】 上限額 20万円

【利用者負担】 市民税課税世帯 1割負担
生活保護・非課税世帯 0円
※所得により支給対象外あり

【お問合せ先】 社会福祉課

☎ 0896-28-6023



7 災害時の備えについて

避難行動要支援者制度

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する在宅者を名簿登録し、避難支援等関係者へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげるための制度。個別避難計画にあたっては、担当している相談支援専門員にご相談ください。

【対象】 障がいにより介護給付及び地域生活支援事業のサービスを受けている在宅の方

【お問合せ先】 社会福祉課

☎ 0896-28-6023

人工呼吸器等使用者非常用電源装置等購入費の助成

災害による停電時においても安定的に電源を確保することができるように非常用電源等の購入に要する経費に対して助成します。

【対象】 在宅の医療的ケア児者であって、電源を要する医療機器の使用が不可欠でかつ、避難行動要支援者として個別避難計画を作成している方

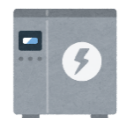
【対象品目】 正弦派インバーター発電機
蓄電池
DC/AC インバーター

【利用者負担】 助成対象品目の購入に要する費用の合計額と100,000円とのいずれか少ない額

【注意】 原則5年に1回

【お問合せ先】 社会福祉課

☎ 0896-28-6023



8 交通費等のお出かけ支援について

障がい者手帳の交付を受け、その提示や事前申請により利用ができます。

しこちゅ～お出かけチケット

心身障がい者の交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図る。(申請必要)

【内 容】1冊 7,000 円の給油またはタクシーのチケット

【対 象】身体障害者手帳 1 級・2 級所持者
療育手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者

【対象外】施設入所中、入院中の方

【持参物】障害者手帳

自家用車で利用する場合は車検証

【申請窓口】社会福祉課

☎ 0896-28-6023



有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院などの日常生活を支援する。(申請必要)

【割 引】通常料金の半額

【対 象】身体障害者手帳所持者 (2 種の場合は本人運転のみ)

療育手帳所持者 A 所持者

【持参物】障害者手帳

車検証

運転免許証 (2 種の方のみ)

ETC セットアップ 証

ETC カード (20 歳以上は本人名義)

【申請窓口】社会福祉課

☎ 0896-28-6023

※オンライン申請が可能です



[有料道路における 障害者割引制度のオンライン申請](#)

タクシー運賃の割引

乗車前に運転手さんにご提示ください。

【割 引】1 割引

【提 示】障害者手帳



パーキングパーミット (利用証)

車いすマークの駐車場を利用することで外出を促すもの。(申請必要)

【対 象】身体障害者手帳 (種別等級による)

療育手帳 A

精神障害者保健福祉手帳 1 級

難病患者など

【持参物】障害者手帳、特定医療費受給者証

【申請窓口】社会福祉課

☎ 0896-28-6023



JR・バスなどの割引

障害者手帳の種類や種別 (第 1 種・第 2 種) により、割引が異なるため、購入時ご確認を。

【提 示】障害者手帳

9 保育園等について(就学前のお子さま)

保育園（2号）・認定こども園（1号・2号）について

四国中央市では、医療的ケア児が他の児童と共に保育を受けられるように最大限に配慮しつつ、医療、保健、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と連携をとり、切れ目なく支援を行います。

保育園等の受入れは、3歳児クラス以上を基本とし、主治医が、集団生活が可能であると認めた児童を対象とします。

【受入れ時期】 4月1日入所を基本とします。

【実施保育所等】 市立保育園、市立認定こども園のうち、受け入れ体制が整えられた施設を基本とします。

【医療的ケアを実施できる時間】 平日(月～金曜日)

1号認定児 1日5時間(9:00～14:00の間)とし、個別に決定します。

2号認定児 1日7時間(9:00～16:00の間)とし、個別に決定します。

保育所等入所申込みまでの基本的な流れ（4月入所の場合）

～9月	○保育所等利用に関する問い合わせ まずは、保育幼稚園課にご連絡ください。
概ね 9月末 までに	○医療的ケア実施の申込み 主治医の意見書等の書類をご提出いただきます。 ご提出いただいた書類を基に、専門家を交えた保育所等入所調整会で協議します。
10月	○医療的ケア実施が可能な場合、保育所等入所申込み

入所申込前に早めに下記までご相談ください。

ご相談先・保育幼稚園課

☎0896-28-6022

10 学校について(就学期のお子さま)

就学期では、お子さまの状態や必要な医療的ケアに応じて、支援内容と学びの場を考えることが大切です。小学生や中学生のお子さまで、新たに医療的ケアが必要になった場合には、在籍校へお早めにご相談ください。

1. 必要な医療的ケアや支援内容の検討

学校生活が始まると、生活環境が大きく変化します。学校生活の中で必要になる医療的ケアについて、主治医の意見や関係機関との話し合いを通じて検討しておくようにしましょう。

2. 学びの場について

小学校～中学校の主な学びの場は以下の4つがあります。どの学びの場においても、医療的ケアを実施することができますが、それぞれの場の特性上、実施できる支援の幅には違いがあります。入学を検討している学校については、見学を行って、具体的な支援内容について相談してみましょう。

- ・ 特別支援学校
- ・ 特別支援学級
- ・ 通級による指導
- ・ 通常の学級

お子さまや保護者の希望を尊重しつつ、お子さまの状態や必要な医療的ケアの内容、在籍園での過ごし方、進学先学校で必要になる支援内容、専門家からの意見聴取など複数の観点から、市教育委員会が総合的に判断し、お子さまや保護者との合意の上で学びの場を決定します。

3. 入学までの流れ (就学までの1年間)



[就学先\(学びの場\)はどうやって決めるの？](#)

～5月

- 在籍園と入学について相談し、希望を伝える。
※幼稚園や保育園等を利用されていないお子さんにつきましては、市教育委員会学校教育課へご連絡ください。

6月～
7月

- 入学を検討している学校の見学を行う。
※見学を希望される場合には、在籍園にご相談ください。
- 就学に関する相談会への参加を検討する。
療育相談会：医師が相談員となり、就学に向けての相談をお受けします。
教育相談会：教員が相談員となり、就学に向けての相談をお受けします。

9月

- 就学懇談会
特別支援学校への就学を検討されている方を主な対象とし、関係機関が集まり、最適な就学先について話し合います。

10月～
11月

○ 居住地にある小学校で就学時健康診断に参加します。


～12月

○ 保護者、在籍園、就学先機関が話し合い、就学先を決定します。

学びの場の決定の際には、主治医の意見を参考にし、在籍園としっかり話し合った上で、学校を見学したり、就学先の学校と入学後の支援について話し合ったりして、お子さまにとって最適な学びの場についてご検討ください。

学びの場は途中で変更することも可能です。お子さんに必要な支援内容は変化していきますので、入学後に学びの場を見直したい時には、早めに在籍校へご相談ください。

ご相談先：学校教育課

 0896-28-6045

先輩保護者からのメッセージ



親としていろんな思いでいっぱいだと思います。ぜひ、同じようなお子さんを持つ親御さんと関わりを持ってください。私も未来が広がりました。そして自分のこと、自分の時間も大切にしてください。

11 医療費の助成・給付について

個々の状況によって、受けられないものや優先するものがありますので、詳しくは担当窓口にご相談ください。

事業名	対象者・概要	0~	1歳~	小学~	中学~	高校~	18歳~	20歳~	担当窓口	
こども医療費助成	0歳から18歳に到達した最初の3月31日までの方への医療費を助成。	こども医療費助成								国保医療課 福祉医療係 Tel:0896-28-6017
ひとり親家庭医療費助成	所得税非課税の母子家庭又は父子家庭の母親又は父親とその子（20歳未満）の医療費を助成。	ひとり親家庭医療費助成								
心身障がい者医療費助成	次の条件を満たす方への医療費を助成。 【重度心身障がい者医療費助成制度】 ・身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの方 ・身体障害者手帳3級~6級と療育手帳B（中度に限る）の両方をお持ちの方 【心身障がい者医療費助成制度】 ・身体障害者手帳3級または療育手帳Bのいずれかをお持ちで、所得税非課税世帯の方 ・身体障害者手帳3級~6級と療育手帳B（軽度）の両方をお持ちの方	心身障がい者医療費助成								
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下または生活力が特に未熟で、集中治療等の入院医療を必要とする場合助成が受けられます。		←未熟児養育医療給付							

事業名	対象者・概要	0～	1歳～	小学～	中学～	高校～	18歳～	20歳～	担当窓口	
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の身体障がい児に対し、手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、医療費の一部を公費で負担。医療費の1割を自己負担。(所得に応じた上限あり)	育成医療								社会福祉課 障がい福祉係 Tel: 0896-28-6023
小児慢性特定 疾病医療費助 成	18歳未満等※の小児慢性特定疾病の対象疾患に罹患されている方(診断基準を満たす方)に対して、医療費を助成。医療費の2割を自己負担。(所得に応じた上限あり)	小児慢性特定疾病 医療費助成						※ 条件 あり		四国中央保健所 Tel: 0896-23-3360
指定難病医療 費助成	指定難病の対象疾患に罹患されている方(診断基準を満たす方)に対して、医療費を助成。医療費の2割を自己負担。(所得に応じた上限あり)	難病医療費助成								
自立支援医療 (精神通院医 療)	精神的な病状で継続的な通院医療や再発を予防するために通院医療を継続する場合に医療費の一部を公費で負担。(てんかん治療も含む)医療費の1割を自己負担。(所得に応じた上限あり)	精神通院医療								社会福祉課 障がい福祉係 Tel: 0896-28-6023
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障がい者に対し、手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、医療費の一部を公費で負担。医療費の1割を自己負担。(所得に応じた上限あり)						更生医療			

12 手当・年金等について

個々の状況によって、受けられないものがありますので、詳しくは担当窓口にご相談ください。

事業名	対象者・概要	0~	1歳~	小学~	中学~	高校~	18歳~	20歳~	担当窓口
児童手当	<p>高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している方</p> <p>3歳未満 第1・2子 15,000円、第3子以降 30,000円</p> <p>3歳以上高校生年代まで 第1・2子 10,000円、第3子以降 30,000円</p>								<p>こども家庭課</p> <p>Tel：0896-28-6027</p>
児童扶養手当	<p>父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方（所得制限のほか、支給要件を満たす方）</p> <p>※児童の心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい）がある場合は、20歳未満まで手当を受けることができます。</p> <p>1人目 令和8年度 月額 11,340円～48,050円</p> <p>2人目以降 令和8年度 月額 5,680円～11,350円</p>						※ 条件 あり		
特別児童扶養手当	<p>20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障がいのあるお子さんを監護している父母など</p> <p>（所得要件あり）（施設入所は対象外）</p> <p>1級（重度障がい児）令和8年度 月額 58,450円</p> <p>2級（中度障がい児）令和8年度 月額 38,930円</p>								<p>社会福祉課</p> <p>障がい福祉係</p> <p>Tel：0896-28-6023</p>
障害児福祉手当	<p>20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要であり、身体障がい（1級、2級の一部）、知的障がい（IQ20以下程度）、あるいはこれらと同等の疾病、重度の精神障がいの方</p> <p>（所得要件あり）（施設入所は対象外）</p> <p>令和8年度 月額 16,560円</p>								

事業名	対象者・概要	0～	1歳～	小学～	中学～	高校～	18歳～	20歳～	担当窓口
障害基礎年金	<p>病気やケガが原因で障がいが残ったときに申請により障害基礎年金を受ける年金。生まれつきの障がいがある方や、20歳前に初診日のある病気やけがによって、定められた障がい状態にある場合も支給。</p> <p>令和8年度 1級 1,059,125円 + 子の加算額 2級 847,300円 + 子の加算額</p>								<p>市民課 年金係 Fax：0896-28-6018</p>
特別障害者手当	<p>20歳以上で、身体又は精神に政令で定める程度の著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の者。(障害児福祉手当以上に限られた要件) (所得要件あり)(3か月以上の入院、施設入所は対象外)</p> <p>令和8年度 月額 30,450円</p>								<p>社会福祉課 障がい福祉係 Tel：0896-28-6023</p>
愛媛県障害者扶養共済制度	<p>障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。</p> <p>年金支給額 1口 月額2万円(年額24万円) 2口 月額4万円(年額48万円)</p>								<p>社会福祉課 障がい福祉係 Tel：0896-28-6023</p>

先輩保護者からのメッセージ



つらい時も心が疲れてしまう事も愛しく感じる毎日になります。

13 災害への備えについて

いつ起こるか分からない災害を想定して、日頃から備えをしておくことが重要です。愛媛県では、災害時に冷静な行動ができるように、「災害時対応ノート」を作成しました。災害が起こった際の避難計画、災害時に連絡する関係者リスト、医療機器の電源の確保方法など、一人一人の状況を記入していただくものです。

初めてのノート作成では、ご家族で話し合ったり、医療関係者を交えて話し合ったりしながら、一つ一つの項目を確認しましょう。ノートが完成したら、外出時には必ず持ち歩き、“もしも”の時に備えましょう。また、最低年1回は見直しをしましょう。

「災害時対応マニュアル」は、「災害時対応ノート」を作成する際に役立つ内容が記載されています。ぜひ、参考にしてみてください。

[災害時対応ノート](#)

[小児在宅医療的ケア児災害時対応マニュアル](#)



14 救急搬送時に係る事前登録について

医療的ケアが必要なお子さんに関する情報を事前に登録することにより、緊急を要し救急車による救急搬送が必要となった場合、登録情報を救急隊が確認し、かかりつけ医療機関へよりスムーズに救急搬送を行うことができます。

登録にあたっては、下記の個人情報使用同意書を警防課までご提出ください。主治医からの具体的な指示について、診療情報提供書を合わせて提出していただけますよう、ご協力をお願いいたします。

【届出書】

[個人情報使用同意書](#)

[個人情報使用同意書\(記載例\)](#)



お問い合わせ先

■警防課 四国中央市消防防災センター 4階 ☎0896-28-6933

医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック

発行年月 2026年4月

発行 四国中央市

連絡先 四国中央市役所 福祉部 発達支援課

電話 0896-28-6266

F A X 0896-28-6030